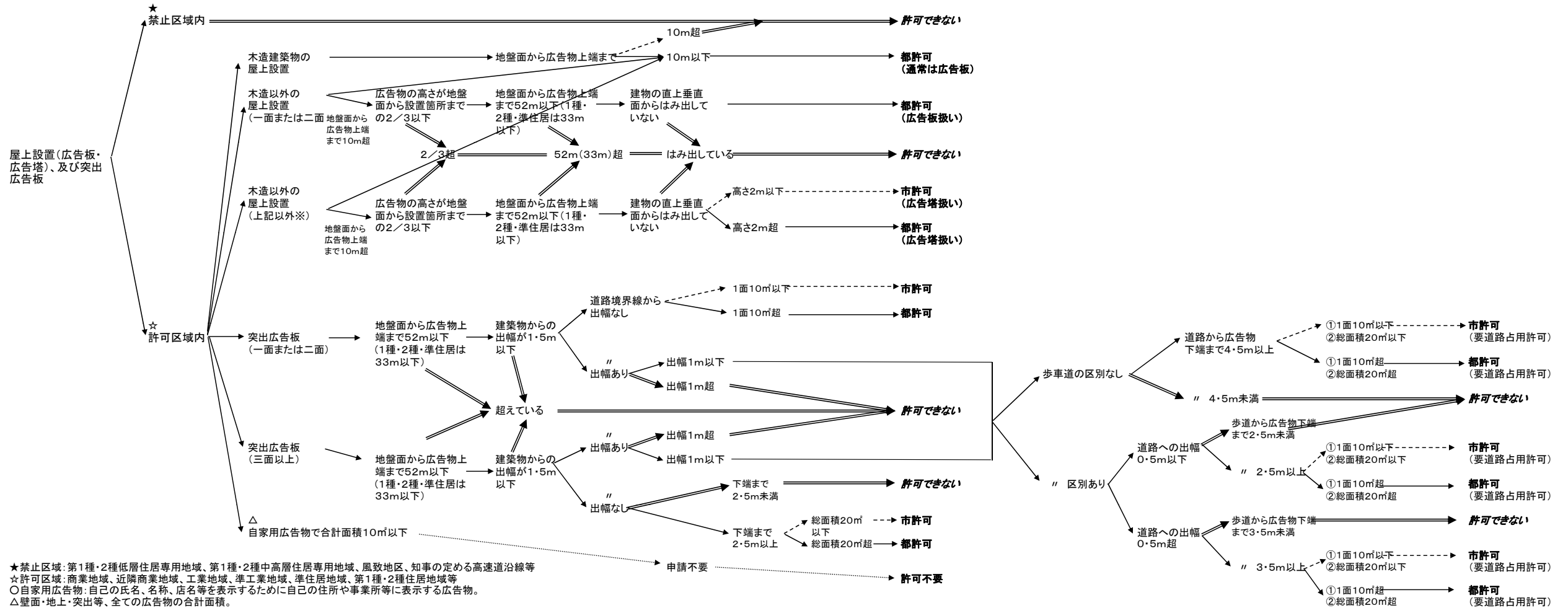


屋外広告物許可事務フロー図 屋上・突出広告物



★禁止区域: 第1種・2種低層住居専用地域、第1種・2種中高層住居専用地域、風致地区、知事の定める高速道沿線等
 ☆許可区域: 商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、準住居地域、第1種・2種住居地域等
 ○自家用広告物: 自己の氏名、名称、店名等を表示するために自己の住所や事業所等に表示する広告物。
 △壁面・地上・突出等、全ての広告物の合計面積。

※ 三面以上または円柱状等(球体、多面体含む)のもの。
 ※※超高层建築物の屋上部分(塔屋等)に設置する広告板については、緩和規定あり。

注: 本フロー図にない事例については「東京都屋外広告物条例の手引」等を参照すること。